

循環器病対策関係事業一覧

1 循環器病予防の取組の強化

(1) 循環器病の予防や発症時の対応等に関する普及啓発

現状と課題	取り組むべき施策	令和3年度及び令和4年度の主な取組
<p>○ 平成23年度から令和3年度にかけ、脳卒中対策プロジェクト等により、脳卒中の発症・重症化予防に重点的・集中的に取り組むため、県・モデル市町村・健康関連団体を中心に、全県的な普及啓発を行い、地域における実践活動や保健・医療・介護の連携強化を図りました。重点取組地域（南薩・奄美）を設定し、各市町村において実情に合わせた取組を展開しました。</p> <p>○ 健康かごしま21中間評価によると、「脳血管疾患の年齢調整死亡率（男女）」は減少し、目標に達している一方、「高血圧有病者の推定数（男女）」は増加し、悪化しています。また、「糖尿病有病者の推定数（男性）」が大幅に悪化しています。これらの危険因子となる、「1日当たりの食塩の平均摂取量（20歳以上）」は、9.9gと、健康かごしま21の目標値8g未満に達していない状況であり、「1日当たりの野菜の平均摂取量（20歳以上）」についても、291gと健康かごしま21の目標値350gより、約60g不足している状況です。</p> <p>○ 県民一人ひとりが生活習慣病に関する理解を深め、自ら生活習慣の改善に取り組むことが必要です。小児期から健康な生活習慣の定着を図ることも、将来にわたる疾病予防に重要であることから、関係機関・団体と連携し、健康教育を推進する必要があります。</p> <p>また、国が作成した、「循環器病対策推進基本計画」によると、「循環器病は、（中略）発症後早急に適切な治療を開始する必要があります。そのためには、患者やその家族等が、循環器病の発症を認識し、救急要請等を行うことにより、速やかに適切な治療を提供する医療機関を受診することが重要です。」とされています。</p> <p>○ 本県では、国民健康保険の被保険者の健康の保持増進や疾病予防のため、「鹿児島県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づく取組を推進しています。</p> <p>○ 冬期（12月～3月）の死亡増加率をみると全国6位と高い状況にあります。冬期の死亡には、寒暖差が要因の1つと考えられますが、平成30年住宅・土地統計調査によると、本県の高断熱住宅の普及率は低い状況にあります。</p>	<p>○ 生活習慣病を起因とした循環器病の発症を予防するために、生活習慣の見直し等による危険因子（高血圧、脂質異常症、糖尿病、メタボリックシンドローム、歯周病、フレイル等）の改善を推進します。</p> <p>○ 生活習慣病の予防のための生活習慣や、発症・重症化予防に加え、循環器病に関連する事項（予防や発症時の対応等）について、市町村・関係機関・団体と連携して普及啓発を行います。</p> <p>○ 食生活改善推進員連絡協議会をはじめとした健康づくりボランティアによる訪問活動や講習会の開催等により、バランスの良い食生活や運動の継続・8020運動などの生活習慣の改善を支援します。</p> <p>○ 「国保ヘルスアップ支援事業」では、糖尿病重症化予防として、未受診者・治療中断者を治療に結びつける等の取組を行っています。県医師会や県歯科医師会等とともに、連携体制の維持や保健事業従事者の人材育成、人材確保等の事業に取り組めます。</p> <p>○ 住宅のヒートショック対策を促進するために、省エネルギーに配慮され、周辺環境と調和し健康で快適に生活できるよう工夫された高断熱等にも配慮された環境共生住宅に関する情報提供・普及啓発を引き続き行います。</p> <p>そのためにも、中小工務店を含む住宅関連業者を対象に、省エネ基準・施工方法等への習熟度を高めることを目的とした講習会を引き続き行います。</p>	<p>令和3年度及び令和4年度の主な取組</p> <p>○循環器病対策推進事業／健康増進課（令和4年度） ・県民の循環器病の発症予防や重症化予防に対する理解の促進を図るため、普及啓発用ポスター及びチラシを作成・配布する。 ・県内の循環器病対策に従事する医療関係者を対象に、循環器病予防及び治療に関する最新の知見・留意点等を盛り込んだ研修会を開催する。 ・本県の循環器病の予防や保健・医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実を推進するため、県循環器病対策推進協議会を開催する。</p> <p>○脳卒中対策推進事業／健康増進課（令和3年度） ・脳卒中発症予防の普及啓発を図るため、啓発用ポスター及びチラシを作成・配布する。 ・医療従事者向けの研修会や県民向けの講演会を開催する ・南薩及び奄美地域を重点取り組み地域に設定し、脳卒中対策推進検討会や地域検討会の開催を行う。</p> <p>○健康かごしま21推進事業／健康増進課 ・県民の健康づくりを効果的・体系的に推進するため、保健医療専門家、保険者、非営利団体、企業、地域・家庭・学校、マスコミなどの健康関連団体で組織する「健康かごしま21推進協議会」等を開催し、循環器疾患を含む推進方策等について協議・検討する。</p> <p>○健康づくりを支援する社会環境整備事業／健康増進課 産業界と連携した食の環境整備や受動喫煙防止の環境整備、職場ぐるみの健康づくりを推進し、社会全体で県民の健康づくりを支える社会環境の整備を図る。</p> <p>○メタボリックシンドローム予防対策事業／健康増進課 ・関係団体と連携の上、かごしま健康イエローカードキャンペーンを実施し、啓発用ポスター及びチラシの作成・配布や健康イベントの開催を促進するなど、県民の健康への関心を喚起し、生活習慣の見直しを呼びかける普及啓発を行う。 ・地域健康づくり推進事業を県食生活改善推進員連絡協議会に委託し、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症・重症化の予防を推進するため、県下全域で食生活や運動等生活習慣の改善に関する健康情報を地域住民に普及啓発を行う。</p> <p>○8020運動推進員活動支援事業／健康増進課 ・各地域振興局において、地域における自発的な啓発活動の評価を行うとともに推進員としての自立支援を促すために、研修会を行う。</p> <p>○糖尿病重症化予防事業／国民健康保険課 ・糖尿病治療や糖尿病重症化予防等に携わる専門職担当者向け研修会を実施する。 ・（令和4年度）糖尿病重症化予防対策事業に係る「糖尿病かかりつけ医（未治療者用）」協力医登録制度を構築する。</p> <p>○糖尿病重症化予防に係る歯科保健指導事業／国民健康保険課 ・糖尿病重症化予防等の歯科保健指導に従事可能な歯科衛生士の制度を構築する。 ・モデル市町村による糖尿病重症化予防対策事業において歯科保健指導を実施する。</p> <p>○糖尿病重症化予防に係る人材育成事業／国民健康保険課 ・県医師会、県糖尿病対策推進会議との三者合意により作成した「鹿児島県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づき、市町村ごとに重症化予防に取り組んでおり、市町村従事者の資質の向上を図るため、市町村従事者等向け人材育成研修会を実施する。</p> <p>○データ・街ing（マッチング）保健事業／国民健康保険課 ・市町村国保の医療費の現状等を分析し、地域特性や地域課題等を総合的に踏まえた糖尿病重症化予防等の効果的な保健事業を実施する。</p> <p>○住宅政策室 ・県のホームページにおいて、環境共生住宅に関する情報提供及び普及啓発を行う。 ・（令和4年度）中小工務店を含む関連業者全体を対象とする住宅省エネルギー技術講習会を行う。</p>

循環器病対策関係事業一覧

1 循環器病予防の取組の強化

(2) 特定健康診査、特定保健指導等の実施率向上に向けた取組

現状と課題	取り組むべき施策	令和3年度及び令和4年度の主な取組
<p>○ 特定健康診査及び特定保健指導については、本県も加入する保険者協議会による特定健康診査にかかる受診勧奨のための情報発信を実施するとともに、特定保健指導従事者を対象とした研修会を開催し、従事者の資質向上を図っています。</p> <p>また、国保ヘルスアップ支援事業において令和2年度まで実施した特定健診未受診者対策のモデル事業の取組やその成果について、会議の場等を通じて他市町村に情報提供しています。</p> <p>特定健康診査及び特定保健指導の実施率については、「第7期鹿児島県保健医療計画」及び「第3期鹿児島県医療費適正化計画」における2023年度の目標値（特定健康診査：70%以上／特定保健指導：45%）とは乖離があり、目標達成に向けて、受診勧奨や従事者の資質向上など更なる取組が必要な状況にあります。</p>	<p>○ 特定健康診査の重要性について県民の意識啓発を図るため、県内保険者において横断的に連携した保険者協議会を通じた受診勧奨等効果的な情報発信を行います。</p> <p>特定健康診査や特定保健指導の効果的な実施を図るため、優事例の情報提供や必要な研修など従事者の資質向上に係る取組を推進します。</p> <p>特定健診の実施率向上のため、医療機関及び事業所からの健診等情報の取得に関する取組を強化します。</p>	<p>○ 特定健康診査・特定保健指導等推進支援事業／国民健康保険課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査及び特定保健指導実施について、効果的・効率的に実施するため、従事者向けの特定健康診査・特定保健指導推進研修を実施する。 <p>○ その他の取組の概要／国民健康保険課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査の重要性について県民の意識啓発を図るため、保険者協議会において、特定健康診査の受診促進を図るCM及びポスターを作成し、放送及び掲示を行う。 ・ 特定健康診査の実施率向上のため、医療機関宛て情報提供票の提出協力依頼を行う。

循環器病対策関係事業一覧

2 離島・へき地を含めた循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実

(1) 救急医療・救急搬送体制の整備

現状と課題	取り組むべき施策	令和3年度及び令和4年度の主な取組
<p>○ 循環器救急については、常時対応できるよう国立病院機構鹿児島医療センターや鹿児島大学病院などにより、鹿児島CCUネットワークが組織され、相互連携が図られています。</p> <p>○ 救急車による搬送件数は高齢化の進行等により年々増加しており、急病による搬送件数が半数以上を占めています。救急車の現場到着時間及び現場到着から医療機関収容までの時間については年々延伸しています。離島からの救急搬送について、救急車両で搬送できない患者については、ドクターヘリや消防・防災ヘリ、自衛隊ヘリ等により、鹿児島市や奄美市、沖縄県等の病院へ搬送しています。</p> <p>○ 救急患者の搬送途上における救命効果の向上には、救急救命士が医師の指示のもとに救命措置を実施することが貢献しており、救急救命士の処置範囲も年々拡大されています。本県ではメディカルコントロールに係る「県救急業務高度化協議会(以下、「県MC協議会」という)と「地域救急業務高度化協議会(以下、「地域MC協議会」という)(6地域)の設置により体制を整備しています。県MC協議会では「傷病者の搬送及び受入に関する実施基準」に基づき医療機関リストを作成しており、地域MC協議会では、迅速かつ適切な搬送体制を構築するため、医療機関と連携して脳卒中プロトコルを作成するなどの取組を進めていますが、事後検証についての検討が必要です。また、救急救命士による気管挿管や薬剤投与等に関する病院実習を行うほか、地域救急業務高度化協議会において事後検証や症例検討会等を実施することにより、応急処置の質の向上を図っています。</p> <p>○ ドクターヘリについては、平成23年12月に鹿児島市立病院を基地病院とする県ドクターヘリを、平成28年12月に県立大島病院を基地病院とする奄美ドクターヘリをそれぞれ整備し、2機体制で運航しており、救急患者の救命や後遺症の軽減に寄与しています。</p>	<p>○ 循環器病に関連する疾患のうち、循環器(鹿児島CCUネットワーク)や脳卒中(t-PA療法)以外の患者についても、関係医療機関の連携体制を構築する方策について、医師会などの関係機関と協議します。</p> <p>○ 二次保健医療圏を中心とした各地域においては、高齢化に伴う救急患者の増加や、対応する医師の不足等への対策について、引き続き、地域ごとに関係医療機関も参画し、それぞれの実情に応じた救急事業連携体制の見直しを進めるとともに、地域の中核的医療機関の救急医療機能の充実を図るため、医療機器等の整備を支援します。救急医療従事者の技術向上を図るため、救急医療に関する研修会への医療従事者の積極的な参加を促進します。</p> <p>○ 迅速かつ適切な搬送体制を構築するため、県MC協議会において「傷病者の搬送及び受入に関する実施基準」に関する医療機関リストの見直しや事後検証の方法についての検討などを行うほか、地域MC協議会における脳卒中プロトコル作成等の地域の実情に応じた取組を促進するなど、医療機関と搬送機関の更なる連携強化に努めます。</p> <p>○ 救急救命士の処置拡大等に対応した救急業務の高度化を図るため、現場から救急隊が救急専門医師等に指示、指導及び助言を要請できる体制の構築に向けた協議を行い、体制の充実・強化に努めます。</p> <p>○ ドクターヘリ、消防・防災ヘリ及び自衛隊ヘリ等による搬送体制が、効果的に機能するよう、それぞれの役割や運航範囲等について、関係機関と連携を図ります。ドクターヘリを最大限に有効活用するため、運航調整委員会における効果の検証や関係機関の連携など体制の充実を図るとともに、円滑かつ効果的な運用に努めます。</p>	<p>○ 救急業務推進事業／消防保安課 ・ 県単位協議会を開催し、県単位協議会と地域単位協議会間の調整を行う。また、地域単位協議会においてメディカルコントロール体制の構築に係る実質的な調整を行う。</p> <p>○ 救急医療確保対策事業／保健医療福祉課 ・ 第二次救急医療施設運営補助 共同利用型病院(鹿児島市医師会病院、薩摩郡医師会病院、曾於医師会立病院)の運営費に対する補助を行う。</p> <p>・ 第二次救急医療施設整備費補助 第二次救急医療機関等の施設や設備整備に対する補助を行う。</p> <p>・ 離島救急医療施設運営費補助 第二次救急医療を行う病院の運営事業を実施する種子島地区第二次救急医療体制連絡協議会に対する補助を行う。</p> <p>・ 救命救急センター運営事業 鹿児島市立病院救命救急センターの運営費に対する補助を行う。</p> <p>・ 添乗医師等確保対策事業 ヘリコプター添乗医師等確保の事業を行う県市町村総合事務組合の運営費に対する補助を行う。</p> <p>・ 沖縄県ドクターヘリ導入負担金 沖縄県ドクターヘリの本県域分の搬送経費に対する負担を行う。</p> <p>・ ドクターヘリ運航事業 県ドクターヘリの運航に対する補助等を行う。</p> <p>○ 離島急患搬送事業／消防保安課 ・ 離島等で発生した救急患者に適切な医療処置を行うため、自衛隊等に対してヘリ等の派遣要請を行う。また、谷山救難用ヘリ広場等の維持・運用管理を行う。</p> <p>○ 消防・防災ヘリコプター管理運営事業／消防保安課 ・ 大規模災害時等における広域的な消防防災活動を実施するほか、急患搬送、地震・火山・豪雨災害等の調査・点検等に、消防・防災ヘリコプターを幅広く有効に活用するため、ヘリの資機材の整備、運航委託、航空保険の加入等必要な措置を講ずるとともに、ヘリの円滑な運航管理を行うため、運航連絡協議会の運営を行う。</p> <p>○ 奄美ドクターヘリ運航事業／県立病院課 ・ 奄美地域及び十島村の救急医療体制の充実・強化を図るため、県立大島病院において、医師等が速やかに救急現場等に出動して傷病者に対して必要な治療を行うとともに医療機関に短時間で搬送する救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)を運航する。</p>

循環器病対策関係事業一覧

2 離島・へき地を含めた循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実

(2) 専門的医療体制の構築及び人材の育成

ア 専門的医療提供体制の構築

現状と課題	取り組むべき施策	令和3年度及び令和4年度の主な取組
<p>○ 各地域においては、医療機関等の役割分担を図り、可能な限り地域で完結した医療が提供できるよう、医療連携体制の充実に努める必要があります。</p> <p>すべての二次保健医療圏において、脳卒中や心筋梗塞等の心血管疾患をはじめとする5疾病5事業及び在宅医療についての医療連携体制を構築し、PDCAサイクルによる進行管理及び評価を行っているところです。</p> <p>○ 各医療機関においては、医療連携体制に基づいた医療の提供を具体的に実現するため、地域連携クリティカルパス等を活用しています。</p> <p>○ 循環器救急については、常時対応できるよう国立病院機構鹿児島医療センターや鹿児島大学病院などにより、鹿児島CCUネットワークが組織され、相互連携が図られています。脳卒中では、t-PA療法について、医療機関と救急搬送機関との連携体制が構築されています。(救急医療については、第4章2項(1)救急医療・救急搬送体制の整備参照)</p> <p>○ 糖尿病は循環器病の危険因子であり、糖尿病の重症化の原因の一つに歯周病があります。糖尿病患者に対して歯周病の治療・管理を行うことが、血糖コントロールに有効であることも明らかになっており、重症化予防のためにも医科歯科連携の推進を図る必要があります。</p>	<p>○ PDCAサイクルに基づき、構築した医療連携体制の充実に努めます。</p> <p>○ 地域の中核となる医療機関や、救急等の特定の機能を担う医療機関については、その機能強化を図るため、診断・治療に必要な設備等の整備を支援します。</p> <p>○ 地域連携クリティカルパスについては、地域における医療・福祉・行政の関係機関が連携し、利用拡大に向けた検証や分析、情報の共有化を行い、地域連携クリティカルパスの普及等に努めます。</p> <p>○ 循環器病に関連する疾患のうち、循環器(鹿児島CCUネットワーク)や脳卒中(t-PA療法)以外の患者についても、関係医療機関の連携体制を構築する方策について、医師会などの関係機関と協議します。</p> <p>○ 糖尿病や脳卒中など全身の疾患を有する患者等に対する歯科診療・口腔健康管理等が適切に提供される機会を確保するため、医科歯科連携を促進します。</p>	<p>○ 循環器病対策推進事業／健康増進課(令和4年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の循環器病の発症予防や重症化予防に対する理解の促進を図るため、普及啓発用ポスター及びチラシを作成・配布する。 ・ 県内の循環器病対策に従事する医療関係者を対象に、循環器病予防及び治療に関する最新の知見・留意点等を盛り込んだ研修会を開催する。 ・ 本県の循環器病の予防や保健・医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実に推進するため、県循環器病対策推進協議会を開催する。 <p>○ 健康かごしま21推進事業／健康増進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の健康づくりを効果的・体系的に推進するため、保健医療専門家、保険者、非営利団体、企業、地域・家庭・学校、マスコミなどの健康関連団体で組織する「健康かごしま21推進協議会」等を開催し、循環器疾患を含む推進方策等について協議・検討する。 <p>○ 多職種連携による口腔ケア体制整備事業／健康増進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の医療機関が、口腔ケアに関する支援が必要な入院患者に対して、歯科専門職による口腔ケアや地域の医科、歯科、介護関係者と連携し、入院時から在宅へと切れ目のない支援をするために、関係者による協議や口腔ケアの実地指導、研修会等を実施する。 <p>○ 地域医療連携促進事業／保健医療福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域医療連携促進事業 医療機能の分化・連携による切れ目のない医療提供体制等の整備を促進するために、各地域振興局・支庁において地域保健医療福祉協議会を開催し、疾病・事業別の医療連携体制の推進に係る検討を行う。 ・ 地域保健医療協議会運営事業 医療機能の分化・連携による切れ目のない医療提供体制等の整備を促進するために、鹿児島市域において地域保健医療協議会を開催し、疾病・事業別の医療連携体制の推進に係る検討を行う。 <p>○ 救急医療確保対策事業／保健医療福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次救急医療施設運営補助 共同利用型病院(鹿児島市医師会病院、薩摩郡医師会病院、曾於医師会立病院)の運営費に対する補助を行う。 ・ 第二次救急医療施設整備費補助 第二次救急医療機関等の施設や設備整備に対する補助を行う。 ・ 離島救急医療施設運営費補助 第二次救急医療を行う病院の運営事業を実施する種子島地区第二次救急医療体制連絡協議会に対する補助を行う。 ・ 救命救急センター運営事業 鹿児島市立病院救命救急センターの運営費に対する補助を行う。 <p>○ 救急業務推進事業／消防保安課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県単位協議会を開催し、県単位協議会と地域単位協議会間の調整を行う。また、地域単位協議会においてメディカルコントロール体制の構築に係る実質的な調整を行う。

循環器病対策関係事業一覧

2 離島・へき地を含めた循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実

(2) 専門的医療体制の構築、及び人材の育成

ア 専門的医療提供体制の構築

① 脳卒中

現状と課題	取り組むべき施策	令和3年度及び令和4年度の主な取組
<p>○ 平成23年度から令和3年度にかけ、脳卒中对策プロジェクト等により、脳卒中の発症・重症化予防に重点的・集中的に取り組むため、医療関係者向けの研修会を行ってきました。</p> <p>○ 脳卒中は、虚血性脳卒中（脳梗塞）、出血性脳卒中（脳出血、クモ膜下出血）などに分けられ、こらは、緊急性が高い病態です。このうち、発症から処置までの時間として、最も短い時間が推奨されているのは、虚血性脳卒中（脳梗塞）です。脳卒中は、できるだけ早く治療を開始することでより高い効果が見込まれ、後遺症も少なくなることから、脳卒中を疑うような症状が出現した際には速やかに専門の医療施設を受診できるよう、対応が可能な医療機関へ搬送する体制の整備が重要です。t-PA療法及び経皮的脳血栓回収療法については、医療機関と救急搬送機関との連携体制が構築されています。</p> <p>○ 急性期には、呼吸管理、循環管理等の全身管理とともに、虚血性脳卒中（脳梗塞）、出血性脳卒中（脳出血、くも膜下出血）等の個々の病態に応じた早期治療が必要となります。また、地域MC協議会では、迅速かつ適切な搬送体制を構築するため、医療機関と連携して脳卒中プロトコールを作成するなどの取組を進めていますが、事後検証についての検討が必要です。</p> <p>○ 急性期を脱した後は、再発予防のための治療や危険因子（高血圧、糖尿病、脂質異常症、不整脈等）の継続的な管理や、脳卒中に合併する種々の症状や病態に対する治療が必要です。</p>	<p>○ 発症後、できるだけ短い時間で専門的な診療が可能な医療機関への救急搬送を行い、速やかに専門的な治療ができる体制の構築を促進します。</p> <p>○ 迅速かつ適切な搬送体制を構築するため、県MC協議会において「傷病者の搬送及び受入に関する実施基準」に関する医療機関リストの見直しや事後検証の方法についての検討などを行うほか、地域MC協議会における脳卒中プロトコール作成等の地域の実情に応じた取組を促進するなど、医療機関と搬送機関の更なる連携強化に努めます。</p> <p>○ 再発予防の治療とともに、危険因子（高血圧、糖尿病、脂質異常症、不整脈等）の継続的な管理・治療や脳卒中後の様々な合併症等への対応ができる体制を促進します。在宅復帰が困難な患者に対し、受け入れ可能な医療機関、介護・福祉施設と急性期医療機関との連携など、総合的で切れ目のない対応を促進します。</p>	<p>○循環器病対策推進事業／健康増進課（令和4年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の循環器病の発症予防や重症化予防に対する理解の促進を図るため、普及啓発用ポスター及びチラシを作成・配布する。 ・県内の循環器病対策に従事する医療関係者を対象に、循環器病予防及び治療に関する最新の知見・留意点等を盛り込んだ研修会を開催する。 ・本県の循環器病の予防や保健・医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実を推進するため、県循環器病対策推進協議会を開催する。 <p>○脳卒中对策推進事業／健康増進課（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳卒中発症予防の普及啓発を図るため、啓発用ポスター及びチラシを作成・配布する。 ・医療従事者向けの研修会や県民向けの講演会を開催する ・南薩及び奄美地域を重点取り組み地域に設定し、脳卒中对策推進検討会や地域検討会の開催を行う。 <p>○救急医療確保対策事業／保健医療福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二次救急医療施設運営補助 共同利用型病院（鹿児島市医師会病院、薩摩郡医師会病院、曾於医師会立病院）の運営費に対する補助を行う。 ・第二次救急医療施設整備費補助 第二次救急医療機関等の施設や設備整備に対する補助を行う。 ・離島救急医療施設運営費補助 第二次救急医療を行う病院の運営事業を実施する種子島地区第二次救急医療体制連絡協議会に対する補助を行う。 ・救命救急センター運営事業 鹿児島市立病院救命救急センターの運営費に対する補助を行う。 <p>○救急業務推進事業／消防保安課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県単位協議会を開催し、県単位協議会と地域単位協議会間の調整を行う。また、地域単位協議会においてメディカルコントロール体制の構築に係る実質的な調整を行う。 <p>○離島急患搬送事業／消防保安課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島等で発生した救急患者に適切な医療処置を行うため、自衛隊等に対してヘリ等の派遣要請を行う。また、谷山救難用ヘリ広場等の維持・運用管理を行う。 <p>○消防・防災ヘリコプター管理運営事業／消防保安課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時等における広域的な消防防災活動を実施するほか、急患搬送、地震・火山・豪雨災害等の調査・点検等に、消防・防災ヘリコプターを幅広く有効に活用するため、ヘリの資機材の整備、運航委託、航空保険の加入等必要な措置を講ずるとともに、ヘリの円滑な運航管理を行うため、運航連絡協議会の運営を行う。

循環器病対策関係事業一覧

2 離島・へき地を含めた循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実

(2) 専門的医療体制の構築、及び人材の育成

ア 専門的医療提供体制の構築

② 心筋梗塞等の心血管疾患

● 急性心筋梗塞

現状と課題	取り組むべき施策	令和3年度及び令和4年度の主な取組
<p>○ 急性心筋梗塞は、発症後早期の治療が重要です。速やかに心臓病専用病室(CCU等)を持つ医療機関へ搬入し、専門的な診断及び治療を受けることが必要です。 鹿児島市及び周辺の循環器専門医療機関により鹿児島CCUネットワークが組織され、心臓救急医療体制の確保のため相互連携が図られています。</p> <p>○ 急性冠症候群(ACS)は、冠動脈粥腫(プラーク)の破綻とそれに伴う血栓形成により冠動脈の高度狭窄または閉塞をきたして急性心筋虚血を呈する病態で、不安定狭心症(UA)、急性心筋梗塞(AMI)、虚血による心臓突然死を包括した疾患概念です。以前は、冠動脈硬化を基盤とした心筋虚血による疾病群は、心筋壊死の有無により心筋梗塞、狭心症と分類されていました。急性冠症候群(ACS)の治療については、急性期冠動脈形成術(PCI)が、推奨されていますが、本県においては、実施可能な医師の偏在が見られる状況です。</p>	<p>○ 発症後、できるだけ短い時間で専門的な診療が可能な医療機関への救急搬送を行い、速やかに専門的な治療ができる体制の構築を促進します。</p> <p>○ 急性冠症候群(ACS)の速やかな治療のため、急性期冠動脈形成術(PCI)を実施可能な医師及び医療関係者の育成について、鹿児島大学病院を中心に取組み、関係機関と連携を図る等、体制の構築に努めます。</p> <p>○ 心筋梗塞等の心血管疾患の発症及び再発については、患者の生活環境や、リハビリテーション等に影響を受けることから、治療や再発防止に関する情報の発出に加え、医師・歯科医師・看護師・薬剤師・栄養士・理学療法士・作業療法士等、医療関係者との連携に努めます。</p> <p>○ 急性期を脱した後は、合併症並びに再発予防に加え、基礎疾患や危険因子(高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病等)の改善や継続的な治療を促進します。</p>	<p>令和3年度及び令和4年度の主な取組</p> <p>○循環器病対策推進事業／健康増進課(令和4年度) ・県民の循環器病の発症予防や重症化予防に対する理解の促進を図るため、普及啓発用ポスター及びチラシを作成・配布する。 ・県内の循環器病対策に従事する医療関係者を対象に、循環器病予防及び治療に関する最新の知見・留意点等を盛り込んだ研修会を開催する。 ・本県の循環器病の予防や保健・医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実に推進するため、県循環器病対策推進協議会を開催する。</p> <p>○救急医療確保対策事業／保健医療福祉課 ・第二次救急医療施設運営補助 共同利用型病院(鹿児島市医師会病院、薩摩郡医師会病院、曾於医師会立病院)の運営費に対する補助を行う。 ・第二次救急医療施設整備費補助 第二次救急医療機関等の施設や設備整備に対する補助を行う。 ・離島救急医療施設運営費補助 第二次救急医療を行う病院の運営事業を実施する種子島地区第二次救急医療体制連絡協議会に対する補助を行う。 ・救命救急センター運営事業 鹿児島市立病院救命救急センターの運営費に対する補助を行う。</p> <p>○救急業務推進事業／消防保安課 ・県単位協議会を開催し、県単位協議会と地域単位協議会間の調整を行う。また、地域単位協議会においてメディカルコントロール体制の構築に係る実質的な調整を行う。</p> <p>○離島急患搬送事業／消防保安課 ・離島等で発生した救急患者に適切な医療処置を行うため、自衛隊等に対してヘリ等の派遣要請を行う。また、谷山救難用ヘリ広場等の維持・運用管理を行う。</p> <p>○消防・防災ヘリコプター管理運営事業／消防保安課 ・大規模災害時等における広域的な消防防災活動を実施するほか、急患搬送、地震・火山・豪雨災害等の調査・点検等に、消防・防災ヘリコプターを幅広く有効に活用するため、ヘリの資機材の整備、運航委託、航空保険の加入等必要な措置を講ずるとともに、ヘリの円滑な運航管理を行うため、運航連絡協議会の運営を行う。</p>

循環器病対策関係事業一覧

2 離島・へき地を含めた循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実

(2) 専門的医療体制の構築、及び人材の育成

ア 専門的医療提供体制の構築

② 心筋梗塞等の心血管疾患

● 大動脈解離

現状と課題	取り組むべき施策	令和3年度及び令和4年度の主な取組
<p>○ 急性大動脈解離は、死亡率が高く、発症後1時間ごとに死亡率が1～2%上昇するといわれています。また、予後不良な疾患であるため、予後改善のためには迅速な診断、治療が重要です。</p> <p>○ 大動脈解離患者に対しては、術後の廃用症候群の予防や、早期の在宅復帰及び社会復帰を目的に、運動療法、食事療法等他職種による多面的・包括的な心血管疾患リハビリテーションを実施することが重要です。</p>	<p>○ 発症後、できるだけ短い時間で専門的な診療が可能な医療機関への救急搬送を行い、速やかに専門的な治療ができる体制の構築を促進します。</p> <p>○ 心筋梗塞等の心血管疾患の発症及び再発については、患者の生活環境や、リハビリテーション等に影響を受けることから、治療や再発防止に関する情報の発出に加え、医師・歯科医師・看護師・薬剤師・栄養士・理学療法士・作業療法士等、医療関係者との連携に努めます。</p> <p>○ 急性期を脱した後は、合併症並びに再発予防に加え、基礎疾患や危険因子（高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病等）の改善や継続的な治療を促進します。</p>	<p>○ 循環器病対策推進事業／健康増進課（令和4年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の循環器病の発症予防や重症化予防に対する理解の促進を図るため、普及啓発用ポスター及びチラシを作成・配布する。 ・ 県内の循環器病対策に従事する医療関係者を対象に、循環器病予防及び治療に関する最新の知見・留意点等を盛り込んだ研修会を開催する。 ・ 本県の循環器病の予防や保健・医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実に推進するため、県循環器病対策推進協議会を開催する。 <p>○ 救急医療確保対策事業／保健医療福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二次救急医療施設運営補助 共同利用型病院（鹿児島市医師会病院、薩摩郡医師会病院、曾於医師会立病院）の運営費に対する補助を行う。 ・ 第二次救急医療施設整備費補助 第二次救急医療機関等の施設や設備整備に対する補助を行う。 ・ 離島救急医療施設運営費補助 第二次救急医療を行う病院の運営事業を実施する種子島地区第二次救急医療体制連絡協議会に対する補助を行う。 ・ 救命救急センター運営事業 鹿児島市立病院救命救急センターの運営費に対する補助を行う。 <p>○ 救急業務推進事業／消防保安課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県単位協議会を開催し、県単位協議会と地域単位協議会間の調整を行う。また、地域単位協議会においてメディカルコントロール体制の構築に係る実質的な調整を行う。 <p>○ 離島急患搬送事業／消防保安課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離島等で発生した救急患者に適切な医療処置を行うため、自衛隊等に対してヘリ等の派遣要請を行う。また、谷山救難用ヘリ広場等の維持・運用管理を行う。 <p>○ 消防・防災ヘリコプター管理運営事業／消防保安課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時等における広域的な消防防災活動を実施するほか、急患搬送、地震・火山・豪雨災害等の調査・点検等に、消防・防災ヘリコプターを幅広く有効に活用するため、ヘリの資機材の整備、運航委託、航空保険の加入等必要な措置を講ずるとともに、ヘリの円滑な運航管理を行うため、運航連絡協議会の運営を行う。

循環器病対策関係事業一覧

2 離島・へき地を含めた循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実

(2) 専門的医療体制の構築、及び人材の育成

ア 専門的医療提供体制の構築

② 心筋梗塞等の心血管疾患

● 慢性心不全

現状と課題	取り組むべき施策	令和3年度及び令和4年度の主な取組
<p>○ 慢性心不全は、心不全増悪による再入院を繰り返しながら身体機能が悪化することが特徴です。急性期は、症状や重症度に応じて、薬物療法や運動療法、心臓再同期療法等が行われますが、心不全増悪時は、その要因に対する介入も重要です。</p> <p>○ 心不全に対する心臓リハビリテーションは、非常に有用ですが、入院と比較し、外来での実施件数は少なく、再入院抑制のためには、外来リハビリテーションの充実も必要です。</p>	<p>○ 発症後、できるだけ短い時間で専門的な診療が可能な医療機関への救急搬送を行い、速やかに専門的な治療ができる体制の構築を促進します。</p> <p>○ 心筋梗塞等の心血管疾患の発症及び再発については、患者の生活環境や、リハビリテーション等に影響を受けることから、治療や再発防止に関する情報の発出に加え、医師・歯科医師・看護師・薬剤師・栄養士・理学療法士・作業療法士等、医療関係者との連携に努めます。</p> <p>○ 急性期を脱した後は、合併症並びに再発予防に加え、基礎疾患や危険因子（高血圧、脂質異常症、喫煙、糖尿病等）の改善や継続的な治療を促進します。</p>	<p>○循環器病対策推進事業／健康増進課（令和4年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の循環器病の発症予防や重症化予防に対する理解の促進を図るため、普及啓発用ポスター及びチラシを作成・配布する。 ・県内の循環器病対策に従事する医療関係者を対象に、循環器病予防及び治療に関する最新の知見・留意点等を盛り込んだ研修会を開催する。 ・本県の循環器病の予防や保健・医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実を推進するため、県循環器病対策推進協議会を開催する。 <p>○救急医療確保対策事業／保健医療福祉課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第二次救急医療施設運営補助 共同利用型病院（鹿児島市医師会病院、薩摩郡医師会病院、曾於医師会立病院）の運営費に対する補助を行う。 ・第二次救急医療施設整備費補助 第二次救急医療機関等の施設や設備整備に対する補助を行う。 ・離島救急医療施設運営費補助 第二次救急医療を行う病院の運営事業を実施する種子島地区第二次救急医療体制連絡協議会に対する補助を行う。 ・救命救急センター運営事業 鹿児島市立病院救命救急センターの運営費に対する補助を行う。 <p>○救急業務推進事業／消防保安課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県単位協議会を開催し、県単位協議会と地域単位協議会間の調整を行う。また、地域単位協議会においてメディカルコントロール体制の構築に係る実質的な調整を行う。 <p>○離島急患搬送事業／消防保安課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島等で発生した救急患者に適切な医療処置を行うため、自衛隊等に対してヘリ等の派遣要請を行う。また、谷山救難用ヘリ広場等の維持・運用管理を行う。 <p>○消防・防災ヘリコプター管理運営事業／消防保安課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時等における広域的な消防防災活動を実施するほか、急患搬送、地震・火山・豪雨災害等の調査・点検等に、消防・防災ヘリコプターを幅広く有効に活用するため、ヘリの資機材の整備、運航委託、航空保険の加入等必要な措置を講ずるとともに、ヘリの円滑な運航管理を行うため、運航連絡協議会の運営を行う。

循環器病対策関係事業一覧

2 離島・へき地を含めた循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実

(2) 専門的医療体制の構築、及び人材の育成

ア 専門的医療提供体制の構築

③ 離島・へき地医療

現状と課題	取り組むべき施策	令和3年度及び令和4年度の主な取組
<p>○ 離島・へき地においては、医療供給基盤及び交通基盤の整備の遅れ等により医療機関の利用が困難な地域があります。無医地区等の医療の確保のため、へき地診療所を設置していますが、医師不足や地域・診療科目別の医師の偏在により、十分に医師を確保できない診療所や医師が常駐していない診療所があります。</p> <p>県では、へき地医療拠点病院の指定や、県立病院局に設置したへき地医療支援機構における代診医の派遣調整を行い、へき地診療所への医師派遣等の支援を行っています。</p> <p>○ 離島からの救急搬送について、救急車両で搬送できない患者については、ドクターヘリや消防・防災ヘリ、自衛隊ヘリ等により、鹿児島市や奄美市、沖縄県等の病院へ搬送しています。県ドクターヘリは2機体制での運航となり、救急搬送体制の充実が図られたところですが、さらなる救急医療体制の確保・充実のため、円滑かつ効果的な運用に取り組んでいます。</p> <p>○ 県内において、薬局がなく、薬剤師による服薬指導等が受けられない離島地域（三島村・十島村・喜界町・伊仙町）があります。</p>	<p>○ へき地診療所やへき地医療拠点病院の運営及び施設・設備の整備の支援、へき地医療支援機構におけるへき地医療拠点病院に対する代診医派遣の要請など、引き続き、離島・へき地における医療の確保を図ります。</p> <p>○ 遠隔医療の実施に必要な設備整備に対する助成を行うなど、ICTを活用した遠隔医療の促進を図ります。</p> <p>○ 離島・へき地における重症救急患者をヘリコプター等により迅速に搬送するため、搬送機関と受入医療機関との連携強化に努めます。また、医師不足の場合の対応策などについて、各地域における関係機関による協議・検討を行います。</p> <p>○ 離島・へき地におけるオンライン服薬指導について、薬剤師の服薬指導を必要としている地域の方が情報提供を受けられるよう、関係者による体制構築の協議を支援します。</p>	<p>○ 離島へき地医療確保対策事業／保健医療福祉課 ・ へき地医療拠点病院運営事業 へき地における医療を確保するため、無為地区等への巡回診療やへき地診療所等への医師は検討を行うへき地医療拠点病院の運営費を補助する。</p> <p>・ へき地診療所運営事業 医療機関の利用が困難な離島・へき地における住民の医療を確保するため、へき地診療所の運営費を補助する。</p> <p>・ へき地診療所設備整備事業 へき地診療所として必要な医療機器整備を支援し、へき地における医療の確保を図る。</p> <p>・ 遠隔医療設備整備事業 離島・へき地における医療を確保するため、市町村等が行う遠隔医療の実施に必要な設備整備に対して補助する。</p> <p>・ (令和4年度) へき地医療拠点病院設備整備事業 へき地医療拠点病院として必要な医療機器整備を支援し、へき地における医療の確保を図る。</p> <p>○ 離島・へき地におけるICTを活用した遠隔医療推進事業／保健医療福祉課 ・ 離島・へき地医療の充実を図るため、ICTを活用した遠隔医療の推進に関する調査・研究を行う。</p> <p>○ 救急医療確保対策事業／保健医療福祉課 ・ 添乗医師等確保対策事業 ヘリコプター添乗医師等確保の事業を行う県市町村総合事務組合の運営費に対する補助を行う。</p> <p>・ 沖縄県ドクターヘリ導入負担金 沖縄県ドクターヘリの本県域分の搬送経費を負担する。</p> <p>・ ドクターヘリ運航事業 県ドクターヘリの運航に対する補助等を行う。</p> <p>○ 離島急患搬送事業／消防保安課 ・ 離島等で発生した救急患者に適切な医療処置を行うため、自衛隊等に対してヘリ等の派遣要請を行う。また、谷山救難用ヘリ広場等の維持・運用管理を行う。</p> <p>○ 消防・防災ヘリコプター管理運営事業／消防保安課 ・ 大規模災害時等における広域的な消防防災活動を実施するほか、急患搬送、地震・火山・豪雨災害等の調査・点検等に、消防・防災ヘリコプターを幅広く有効に活用するため、ヘリの資機材の整備、運航委託、航空保険の加入等必要な措置を講ずるとともに、ヘリの円滑な運航管理を行うため、運航連絡協議会の運営を行う。</p> <p>○ 奄美ドクターヘリ運航事業／県立病院課 ・ 奄美地域及び十島村の救急医療体制の充実・強化を図るため、県立大島病院において、医師等が速やかに救急現場等に出動して傷病者に対して必要な治療を行うとともに医療機関に短時間で搬送する救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)を運航する。</p> <p>○ 薬務課 ・ 関係者が、オンライン服薬指導の体制構築に向けた協議等準備中であり、今後協議が進む中で必要な支援を行う。</p>

循環器病対策関係事業一覧

2 離島・へき地を含めた循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実

(2) 専門的医療体制の構築、及び人材の育成

イ 人材の確保・育成

現状と課題	取り組むべき施策	令和3年度及び令和4年度の主な取組
<p>○ 県内の医師数は、全国水準を上回っているものの、離島・へき地をはじめとした医師の地域的偏在や産科、小児科等の診療科偏在などが課題となっています。</p> <p>○ 看護師など看護職員については、地域的な不足や偏在などが課題となっているほか、今後の高齢化の進行に伴い看護職のさらなる需要増加が見込まれます。</p> <p>○ 専門的かつ、高度の医療を継続的に提供するためには、専門医の確保に加え、歯科・看護・リハビリテーション・栄養等様々な分野の職種の充実のための人材育成の他、医師・病院間の連携等、医療提供体制の構築が求められています。</p>	<p>○ 自治医科大卒医師や鹿児島大学地域枠医師などの養成や地域の医療機関への効果的な配置など、医師確保計画に基づく取組を推進します。 鹿児島大学病院地域医療支援センターにおいて、若手医師のキャリア形成支援を行います。</p> <p>○ 県内の看護学生への修学資金の貸与による確保対策など、看護人材確保計画に基づく取組を推進します。 在宅医療の質の向上を図るため、訪問看護師の養成や特定行為に係る看護師研修への参加支援を行います。</p> <p>○ 鹿児島大学病院で行われている専門医及び医療関係者の育成の取組や、医師・病院間の連携等、医療提供体制の構築について、鹿児島大学病院等との連携を図り、促進に努めます。</p>	<p>○循環器病対策推進事業／健康増進課（令和4年度） ・県民の循環器病の発症予防や重症化予防に対する理解の促進を図るため、普及啓発用ポスター及びチラシを作成・配布する。 ・県内の循環器病対策に従事する医療関係者を対象に、循環器病予防及び治療に関する最新の知見・留意点等を盛り込んだ研修会を開催する。 ・本県の循環器病の予防や保健・医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実を推進するため、県循環器病対策推進協議会を開催する。</p> <p>○脳卒中対策推進事業／健康増進課（令和3年度） ・脳卒中発症予防の普及啓発を図るため、啓発用ポスター及びチラシを作成・配布する。 ・医療従事者向けの研修会や県民向けの講演会を開催する ・南薩及び奄美地域を重点取り組み地域に設定し、脳卒中対策推進検討会や地域検討会の開催を行う。</p> <p>○自治医科大学事業／医師・看護人材課 ・離島へき地に勤務する医師を養成するために設置された自治医科大学の運営費の負担や同大卒医師の研修等の経費を負担する。</p> <p>○緊急医師確保対策事業／医師・看護人材課 ・深刻化している医師不足を解消するため、地域医療を担う医師の養成・確保に向けた施策を推進する。</p> <p>○地域医療支援事業／医師・看護人材課 ・鹿児島大学病院に設置した地域医療支援センターにおいて、医師修学資金貸与医師等のキャリア形成支援等により、医師の地域偏在の解消、地域医療の安定的な確保を図る。</p> <p>○看護職員修学資金等貸与事業／医師・看護人材課 ・県内の看護職員の確保と定着を図るため、県内の看護職員の確保が困難な施設等に将来就業しようとする者に対し、修学資金を貸与する。</p> <p>○看護職員確保対策事業／医師・看護人材課 ・看護協会に委託し、訪問看護師養成講習会の開催や看護師特定行為研修の受講費を補助するなど、在宅生活を支える質の高い看護師を養成し、看護職員確保に努める。</p>

循環器病対策関係事業一覧

2 離島・へき地を含めた循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実

(3) 在宅療養・リハビリテーションが可能な環境の整備

現状と課題	取り組むべき施策	令和3年度及び令和4年度の主な取組
<p>○ 循環器病での在宅療養は、再発予防のための治療、危険因子（高血圧、糖尿病、脂質異常症、不整脈等）の継続的な管理や合併する種々の症状や病態に対する治療に加えて、機能維持のためのリハビリテーションや、必要な介護サービスを受けて生活します。また、治療継続、再発防止等において、患者や家族等に対する適切な教育も必要です。</p> <p>○ リハビリテーションは急性期から生活期まで切れ目なく継続して行われることが重要であり、機能回復や合併症の予防、生活機能の維持・向上のため急性期、回復期、生活期にわたり患者の状態に応じたリハビリテーションを行う体制の充実を図る必要があります。</p> <p>○ 県では地域リハビリテーションの中核機関となる県リハビリテーション支援センターとして、鹿児島大学病院を指定しています。同センターは各地域リハビリテーション広域支援センターへの技術的支援等を行います。</p> <p>○ 地域リハビリテーション広域支援センターは、地域のリハビリテーション医療機関等への支援をはじめ、地域住民への介護予防に関する普及啓発や通いの場等での運動指導等を行っています。令和3年3月現在、16施設が県の指定を受けており、このうち、13施設が、脳血管疾患分野の指定を受けています。</p> <p>○ 脳卒中による麻痺や加齢に伴う摂食嚥下機能の低下や、口腔ケアが不十分となること等により誤嚥性肺炎を起こしやすいため、早期からの口腔健康管理が必要です。</p>	<p>○ 在宅療養においても、合併症や再発を予防する治療、基礎疾患や危険因子の管理が重要であり、これらの実施を促進します。</p> <p>○ 再発予防や基礎疾患の管理に加え、生活機能の維持・向上のためのリハビリテーションの実施等、生活の場で療養できるよう医療、介護及び福祉サービスが相互に連携した支援体制の整備を促進します。</p> <p>○ 誤嚥性肺炎や低栄養を防ぐため、口腔機能を維持・回復することが重要であり、多職種連携による専門的な口腔健康管理、摂食嚥下リハビリテーションの充実を促進します。</p> <p>○ 急性期から回復期、生活期まで切れ目のないリハビリテーションを促進します。</p> <p>○ リハビリテーションが必要な要介護者等を受け入れる施設・事業者数や利用率等について、経年的に把握し、必要なリハビリテーション提供体制の構築を推進します。</p>	<p>○循環器病対策推進事業／健康増進課（令和4年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民の循環器病の発症予防や重症化予防に対する理解の促進を図るため、普及啓発用ポスター及びチラシを作成・配布する。 ・県内の循環器病対策に従事する医療関係者を対象に、循環器病予防及び治療に関する最新の知見・留意点等を盛り込んだ研修会を開催する。 ・本県の循環器病の予防や保健・医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実を推進するため、県循環器病対策推進協議会を開催する。 <p>○脳卒中对策推進事業／健康増進課（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脳卒中発症予防の普及啓発を図るため、啓発用ポスター及びチラシを作成・配布する。 ・医療従事者向けの研修会や県民向けの講演会を開催する ・南薩及び奄美地域を重点取り組み地域に設定し、脳卒中对策推進検討会や地域検討会の開催を行う。 <p>○多職種連携による口腔ケア体制整備事業／健康増進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の医療機関が、口腔ケアに関する支援が必要な入院患者に対して、歯科専門職による口腔ケアや地域の医科、歯科、介護関係者と連携し、入院時から在宅へと切れ目のない支援をするために、関係者による協議や口腔ケアの実地指導、研修会等を実施する。 <p>○在宅医療・介護連携推進支援事業／高齢者生き生き推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステム構築に係る医療介護連携の推進を図るため、在宅医療・介護連携に関する協議会や、市町村職員等向け研修会を開催するとともに、患者が病院と自宅等との間で円滑に入退院できるよう、地域における入退院調整に係るルール策定・運用・定着を支援する。 <p>○かごしま介護予防市町村支援事業／高齢者生き生き推進課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における介護予防の取組の効果的・効率的な実施を推進するため、市町村の介護予防事業に関する支援（PDCAサイクル及び地域支援事業の他事業との連携等）を行うとともに、好事例を把握し県内での多様なサービス展開を推進する。また、研修会や地域単位の検討会等を実施し、リハビリテーション専門職等の市町村事業への積極的な関与を支援する。

循環器病対策関係事業一覧

3 循環器病患者等を支えるための環境づくり

(1) 循環器病に関する適切な情報提供・相談支援

現状と課題	取り組むべき施策	令和3年度及び令和4年度の主な取組
<p>○ 医療情報の提供については、適切な説明により患者や家族等の理解を得る「インフォームド・コンセント」について、医療を提供する者の責務として医療法に規定され、その普及促進を図ることとされています。</p> <p>医療機関の情報提供体制については、本県では医療法に基づきインターネットによる情報提供システム「かごしま医療情報ネット」を運用しており、引き続き同システムにおける医療機関の情報を充実させる必要があります。</p> <p>○ 循環器病患者は、再発や増悪等を繰り返す特徴があることから、服薬の徹底等適切な管理を行うことが必要です。</p> <p>○ 先天性心疾患や、もやもや病などの小児慢性特定疾病の中には、小児期・若年期から配慮が必要な疾患があり、乳幼児健診等の機会を通じて、小児の循環器病が見つかることもあります。</p> <p>近年の治療法の開発や治療体制の整備等により、小児期に慢性疾患に罹患した患者全体の死亡率は大きく減少した一方で、原疾患の治療や合併症への対応を抱えたまま成人期に移行する患者が増加しており、小児から成人までの生涯を通じて切れ目ない医療が受けられるよう、患児の自立支援を含めた移行期医療体制の充実が求められています。</p>	<p>○ 引き続き、「かごしま医療情報ネット」における医療機関の情報を充実されるべく、医療機関に対して速やかな報告を働きかける等、情報公開の促進を図ります。</p> <p>○ かかりつけ薬剤師・薬局として、服薬アドヒアランスの向上に資する服薬情報の一元的・継続的把握とそれに基づく薬学的管理・指導が可能な体制づくりに努めます。</p> <p>○ 乳幼児健診等の機会における小児の循環器病患者の早期発見に引き続き取り組むとともに、小児期に慢性的な循環器病に罹患した患者に対して、小児期から成人期にかけて必要な医療を切れ目なく行うことができる移行医療支援の体制整備に努めます。</p> <p>また、小児慢性特定疾病及び難病の患者及び家族に対する相談支援体制の充実を図ります。成人期医療についても理解を深められるよう患者の家族及び家族の自律（自立）への支援に努めます。</p>	<p>○ 難病相談・支援センター事業／健康増進課 ・ 難病患者及びその家族に対し、ニーズに応じた総合的な相談・支援や療養生活上の適切な支援を行い、安定した療養生活の確保と生活の質の向上を図る。</p> <p>○ 難病患者等地域支援協議事業／健康増進課 ・ 難病患者やその家族に対し、医療及び日常生活に係る相談・指導・助言を行い、難病等に対する不安の解消を図るとともに、保健・医療・福祉の関係機関相互の連携による在宅療養の推進を図る。</p> <p>○ 医療機能情報提供システム保守事業／保健医療福祉課 ・ 「かごしま医療情報ネット」のシステム保守を行う。</p> <p>○ 業務課 ・ 薬局等に対し、講習会やホームページを通じて、患者の服薬情報等の一元的・継続的把握と指導について周知を図るとともに、その機能を地域で担う地域連携薬局の認定推進のための認定制度の周知等を行う。</p> <p>○ 小児慢性疾患児支援事業／子ども家庭課 ・ 慢性的な疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行うことにより、小児慢性特定疾患児童等の健全育成及び自立促進を図る。</p>

3 循環器病患者等を支えるための環境づくり

(2) 循環器病の後遺症を有する者に対する支援

現状と課題	取り組むべき施策	令和3年度及び令和4年度の主な取組
<p>○ 病院、有床診療所が、退院後にケアマネジャーや介護サービス事業所等との連携を行っている疾患としては、「認知症」が最も多く、次いで「脳血管疾患」となっています。介護保険制度に係る施策が市町村単位であることから、市町村が主体となって、在宅における医療・介護の連携を推進するためには、郡市医師会等関係機関と連携・協力しながら、地域の特性に応じた取組を進めていく必要があります。</p> <p>県では関係団体等と連携し、在宅医療・介護連携推進事業を実施する市町村の取組を推進するよう、広域的な体制づくりなどを支援しています。</p> <p>○ 脳卒中などの循環器病に起因し、高次脳機能障害などの障害を引き起こした場合は、日常生活や社会生活に支障をきたす可能性が高いため、社会的な理解や医療から福祉までの継続的な支援が必要です。</p> <p>高次脳機能障害に関する診断、治療、リハビリテーション、家族支援などを実施する高次脳機能障害者支援協力医療機関が、県内に34か所指定されています。</p> <p>また、脳の言語中枢が損傷されることで失語症を引き起こした場合は、周囲とのコミュニケーションを図るための意思疎通支援者の支援も必要です。</p>	<p>○ 「脳血管疾患患者」等の高齢者を中心とした医療と介護が必要な方の入院から在宅への移行等が円滑に進むよう、県内の全二次保健医療圏において入退院調整ルール策定に係る、市町村等関係者による協議を支援していきます。</p> <p>入院から在宅への移行を含め、医療・介護の多職種協働や連携による高齢者等の状態に応じた包括的かつ継続的なサービス提供ができるよう人材の育成に努めます。</p> <p>医療と介護の連携が図られるよう、介護支援専門員や認知症介護実践者を対象とした研修の充実・強化に努めます。</p> <p>○ 鹿児島県高次脳機能障害者支援センター（鹿児島県精神保健福祉センター内）を中心に、高次脳機能障害者やその家族等に対する専門的な相談支援や関係機関との支援ネットワークの強化を図ります。</p> <p>高次脳機能障害について、県民の正しい理解を促進するため普及啓発に努めてまいります。</p> <p>市町村等と連携の上、失語症者向け意思疎通支援者の養成・派遣に取り組んでまいります。</p>	<p>○ 在宅医療・介護連携推進支援事業／高齢者生き生き推進課 ・ 地域包括ケアシステム構築に係る医療介護連携の推進を図るため、在宅医療・介護連携に関する協議会や、市町村職員等向け研修会を開催するとともに、患者が病院と自宅等との間で円滑に入退院できるよう、地域における入退院調整に係るルール策定・運用・定着を支援する。</p> <p>○ 介護支援専門員資質向上事業／高齢者生き生き推進課 ・ 法定研修の講師を担える人材の育成を図るとともに、研修のあり方等について検討し、介護支援専門員の資質や専門性の向上に資する。</p> <p>○ 県地域生活支援事業／障害福祉課 ・ 高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害に関する研修等を行う高次脳機能障害者支援センターを設置し、高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図る。</p>

循環器病対策関係事業一覧

3 循環器病患者等を支えるための環境づくり

(3) 治療と仕事の両立支援・就労支援

現状と課題	取り組むべき施策	令和3年度及び令和4年度の主な取組
<p>○ 県内における障害者の新規求職申込件数及び就職件数は、令和2年度を除き平成21年度から概ね増加していますが、就職率は概ね50%程度で推移しています。（鹿児島労働局「令和2年度障害者の職業紹介状況等」）</p> <p>令和2年の県内の一般の民間企業における障害者の雇用状況は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく法定雇用率2.2%に対し、実雇用率は2.44%ですが、法定雇用率未達成企業は全体の38.0%であり、そのうち障害者を1人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）は61.1%です。（鹿児島労働局「令和2年 鹿児島県内における障害者雇用状況の集計結果」）</p> <p>○ 高次脳機能障害は、記憶力や注意力の低下、疲れやすいなどの症状があり、回復に長い期間を要するため、復職や就労に係る支援にあたっては、長期的な支援が必要です。</p>	<p>○ 治療と仕事の両立支援について、労働局等の関係機関と連携しながら、事業所への周知・啓発に取り組みます。</p> <p>障害特性やニーズに応じた職業訓練の実施など、就職の実現に向けた環境整備に取り組めます。</p> <p>○ 鹿児島県高次脳機能障害者支援センターを中心に、高次脳機能障害者やその家族等に対して、関係機関と連携を図りながら、それぞれの課題や悩みに応じた情報提供・相談支援を行い、復職支援や就労支援につなげます。</p>	<p>○ 労使関係近代化促進事業／雇用労政課 ・県広報誌「労働かごしま」の発行を行う。</p> <p>○ 障害者職業能力開発校費／雇用労政課 ・鹿児島障害者職業能力開発校（国立県営）の施設内及び民間教育訓練機関等への委託により、障害者を対象とした職業訓練を実施する。</p> <p>○ 障害者雇用促進事業／雇用労政課 ・障害者就職面接会等による障害者の雇用機会の創出、民間企業等における短期の就労体験等を実施する。</p> <p>○ 県地域生活支援事業／障害福祉課 ・高次脳機能障害者に対する専門的な相談支援、関係機関との支援ネットワークの充実、高次脳機能障害に関する正しい理解を促進するための普及・啓発事業、高次脳機能障害に関する研修等を行う高次脳機能障害支援センターを設置し、高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図る。</p>

4 循環器病対策を推進するために必要な基盤の整備

(1) 循環器病の診療情報の収集・提供体制の整備

現状と課題	取り組むべき施策	令和3年度及び令和4年度の主な取組
<p>○ 国が作成した「循環器病対策推進基本計画」によると、まずは、国と国立循環器病研究センター、関係団体等が協力して、科学的根拠に基づく情報を国民に提供し、地方公共団体は、既存の取組との連携・協力も見据えながら、個別に検討するとされています。</p> <p>○ 本県においては、循環器病に係る県全域での統一した発症登録制度等は整備されていない状況です。</p>	<p>○ 今後の国の動向を把握し、科学的根拠に基づく情報の収集、関係機関への情報提供、県民への周知に努めます。</p> <p>○ 発症登録制度等については、国が構築を進める循環器病に係る診療情報を収集・活用する公的な枠組みの活用について注視し、検討します。</p>	<p>○ 循環器病対策推進事業／健康増進課（令和4年度） ・県民の循環器病の発症予防や重症化予防に対する理解の促進を図るため、普及啓発用ポスター及びチラシを作成・配布する。</p> <p>・県内の循環器病対策に従事する医療関係者を対象に、循環器病予防及び治療に関する最新の知見・留意点等を盛り込んだ研修会を開催する。</p> <p>・本県の循環器病の予防や保健・医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実を推進するため、県循環器病対策推進協議会を開催する。</p>